

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サントメ・プリンシペ	食糧援助に関する日本国政府と サントメ・プリンシペ民主共和 国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	240,000千円 H24.3.31まで	H24.2.23 サントメ で (同日)	日本側 小林正雄在サント メ・プリンシペ大使 サントメ・プリンシペ側 アメリコ・トリジェイ・国 ・トス・ラモス財務・国 際協力大臣	H24.3.7 56号
サントメ・プ リンシペ	食糧援助に関する日本国政府と サントメ・プリンシペ民主共和 国政府との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購 入	240,000千円 H25.3.31まで	H24.12.21 リニアル ビエル(ガ ボン)で (同日)	日本側 小林正雄在サント メ・プリンシペ大使(ガ ボンにて兼轄) サントメ・プリンシペ側 ナタリア・ア・ベドロ・ダ・ コスタ・ウンベリナ・ネ ト外務・協力・共同体大 臣	H25.1.9 8号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。